

## 別表(3)

## 福利厚生給付金一覧表

給付の種類		給付の条件	金額(円)
死亡弔慰金	本人	被共済職員が死亡した場合(本人の遺族に給付)	300,000
	配偶者	被共済職員の配偶者(被共済職員である配偶者を除く)が死亡した場合	100,000
	被扶養者	被共済職員の被扶養者(配偶者を除く)が死亡した場合	20,000
傷病見舞金	本人	被共済職員が傷病により医療機関へ <u>継続して10日以上</u> 入院した場合 対象となる期間のうち、初日から30日まで 1,000円/日 同、31日から180日まで 500円/日 ※対象となる期間=支給の対象となる入院を開始した日から1年間	10,000 ~ 105,000
	被扶養者	被共済職員に被扶養者が傷病により医療機関へ <u>継続して10日以上</u> 入院した場合 対象となる期間のうち、初日から30日まで 1,000円/日 同、31日から50日まで 500円/日 ※対象となる期間=支給の対象となる入院を開始した日から1年間	10,000 ~ 40,000
結婚祝金	本人	被共済職員が結婚した場合	30,000
災害見舞金	全焼・全壊	被共済職員の住家が、火災・風水害により、全焼又は全壊した場合	200,000
	半焼・半壊	被共済職員の住家が、火災・風水害により、半焼又は半壊した場合	100,000
出産祝金	本人	被共済職員が出産した場合	(子1人につき) 25,000
	配偶者	被共済職員の配偶者(被共済職員である配偶者を除く)が出産した場合	(子1人につき) 20,000
入学祝金	小学校	被共済職員の子(実子、養子不問)が小学校に入学した場合(両親ともに被共済職員であるときは、子の扶養者に給付)	8,000
	中学校	被共済職員の子(実子、養子不問)が中学校に入学した場合(両親ともに被共済職員であるときは、子の扶養者に給付)	8,000
	高等学校	被共済職員の子(実子、養子不問)が高校に入学した場合(両親ともに被共済職員であるときは、子の扶養者に給付)	10,000
長期勤続者慰労金	10年	被共済職員期間が通算して10年に達した場合	15,000
	20年	被共済職員期間が通算して20年に達した場合	20,000
	30年	被共済職員期間が通算して30年に達した場合	25,000

給付の種類		給付の条件				金額（円）
退職慰労金	本人	被共済職員期間1年以上の者が退職した場合				5,000 ～
		被共済期間	給付金額	被共済期間	給付金額	
		1年	5,000円	16年	98,000円	
		2	10,000円	17	106,000円	
		3	15,000円	18	114,000円	
		4	20,000円	19	122,000円	
		5	25,000円	20	130,000円	
		6	31,000円	21	137,000円	
		7	37,000円	22	144,000円	
		8	43,000円	23	151,000円	
		9	49,000円	24	158,000円	
		10	55,000円	25	165,000円	
		11	62,000円	26	172,000円	
		12	69,000円	27	179,000円	
		13	76,000円	28	186,000円	
		14	83,000円	29	193,000円	
		15	90,000円	30	200,000円	
※以下、1年につき7,000円を加算						
障害厚生年金見舞金	本人	1級	被共済職員が、被共済期間中の傷病により、厚生年金保険法による障害等級1級又は2級の認定を受けた場合			300,000
		2級				150,000
付添看護料補給金	本人	被共済職員（被共済職員期間1年以上の者に限る）が傷病により医療機関へ継続して20日以上入院し、付添看護者（三親等以内の親族を除く）を雇用した場合 3,000円/日（60日分を限度とする）				60,000 ～ 180,000
	被扶養者	被共済職員（被共済職員期間1年以上の者に限る）の被扶養者が傷病により医療機関へ継続して20日以上入院し、付添看護者（三親等以内の親族を除く）を雇用した場合 1,500円/日（60日分を限度とする）				30,000 ～ 90,000
遺児育英資金	18歳未満の被扶養者	被共済職員が死亡し、死亡当時被共済職員が18歳未満の子を扶養していた場合（本人の遺族に支給）				（子1人につき） 200,000
厚生保養費	本人	被共済職員及びその扶養者が保養等の目的で、指定宿泊施設（70頁参照）を利用した場合 （1年度内に1人1泊を限度とし、法人等でまとめて請求）				（1人につき） 1,000
	被扶養者					
生活習慣病予防健診助成金	本人	被共済職員が健康保険（全国健康保険協会（協会けんぽ））による生活習慣病予防健診を受診した場合				3,500円と実費の いずれか低い方
レクリエーション事業助成金	本人	被共済職員が区市町村単位等のレクリエーションや体育行事、地域での行事、又は施設等における同種の行事に参加した場合 （1年度内に1人1回を限度とし、法人等でまとめて請求）				800